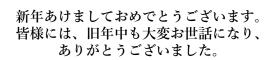
# 浦野家通信1月

〒550-0012 大阪市西区立売堀 1丁目9-10 HOWAビル701号 Tel:06-6536-7560 浦野会計事務所 第87号 発行人:所員一同





昨年からのインボイス、本年度からは 電子帳簿保存法が始まります。 当事務所では、クライアントの皆様には クラウド会計を導入していただくことにより、 電子帳簿保存法に対応していくつもりでございます。昨年同様、お手数をおかけするかと思いますが、クラウド会計の導入にご協力の程、よろしくお願いいたします。 本年も、皆様の経営を少しでもサポートできるようスタッフ一同頑張っていきますので、 本年もよろしくお願いいたします。

浦野 充敏



償却資産の申告について

1月中に償却資産の申告があります。12月末までに仕入以外で10万円以上の事業用の備品などの購入があれば申告が必要になります。 こちらからも確認させていただきますので担当までご連絡ください。



## 10日 (水)

・12月分源泉所得税住民税の 特別徴収税額の納付

## 22日 (月)

・納期の特例を受けている場合、 7月~12月の源泉所得税の納付

### 31日 (水)

- ・11月決算法人の確定申告と納税
- ・5月決算法人の中間申告と納税
- ・2月、5月、8月決算法人の消費税の三か月ごとの中間申告
  - ・12月分社会保険料納付
  - ・償却資産(固定資産税)の申告















# サラリーマンの方でもが変だ。甲骨が必要な場合



一般的にサラリーマンの方は、会社で年末調整をしてもらうことで 所得税の納税額が確定するため確定申告をする必要がないのですが、 次のケースに当てはまる場合には確定申告をすることが必要です。 注意してください。



# 確定申告対象者(サラリーマン)

- ①給与の年間収入金額が2,000万円を超える方
- ②1ヶ所から給与の支払いを受けている人で、 給与所得及び退職所得以外の所得の金額の 合計額が20万円を超える方
- ③2ヶ所以上から給与の支払いを受けている人で、 主たる給与以外の給与の収入金額と給与所得 及び退職所得以外の所得の金額の合計額が 20万円を超える方

令和5年分の所得税の確定申告の提出期間は 令和6年2月16日から3月15日までと なりますのでご注意ください。 また、年末調整を受けた方も年末調整で控除を 受けられない所得控除項目や税額控除があるため 確定申告を提出することにより控除が可能となり **還付を受ける**事ができます。忘れないように しましょう。年末調整で受けられない控除としては 以下のものとなります。

- ①医療費控除
- ②寄付金控除(ふるさと納税)
- ③住宅ローン控除

(居住開始年分の控除を受けるためには 確定申告が必須となります。

2年目以降の控除は年末調整で 控除をうけることができます。)















# あけましておめでとうございます。まちがいざがし みぎの えに まちがいが 3つ あるよ。さがしてみよう!

# 2024年 甲辰の作

2024年は十干では甲、十二支では辰にあたるため甲辰(きのえたつ)の年となります。

こうおつへいちょう き

甲とは「甲乙丙丁~癸」の始まりであり、物事の始まりととらえられているそうです。そしる勢には発芽した植物がしっかりとした形になるるという意味だそうです。この二つが合わさる甲には、新しいことを始めて成功する、お起れてきたことが形になるといった縁起の事になるといわれています。新たな成功を目指して、何かにチャレンジするのに最適な甲辰です。新しく何を始めるかを考えるのも

